

裁 決 書

審査請求人 宮城県仙台市 [redacted]
[redacted] 大友博子

審査請求代理人 宮城県仙台市 [redacted]
[redacted] 佐藤由紀子

宮城県仙台市 [redacted]
杉山茂雅

宮城県仙台市 [redacted]
高橋浩太郎

処分庁 宮城県仙台市 [redacted]
地方公務員災害補償基金
宮城県支部長

上記審査請求人が平成15年7月18日付けで提起した、公務災害の認定に関する審査請求について、次の通り裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び経過

1 趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、地方公務員災害補償基金宮城県支部長（以下「支部長」という。）が平成15年5月23日付けで請求人に対して行った公務外認定処分（以下「原決定」という。）を取り消すとの裁決を求めるといものである。

2 経過

請求人の夫であった亡大友雅義（昭和37年7月12日生。以下「被災職員」という。）は、仙台市立中山中学校に勤務していたが、平成10年8月22日から25日まで開催される「第28回全国中学校バド

「ミントン大会」の事務局総務部長に就任し、大会準備を行っていた。同年8月21日から大会準備のために宮城第一ホテルに泊まり込んでいたが、大会3日目の同月24日、会場に現れなかったことから、実行委員会の役員がホテルの被災職員の部屋を確認したところ、ドアの蝶番に帯を掛け縊頸状態で死亡しているのを発見された。死因は縊頸による窒息、死亡推定時刻は同日6時頃とされている。

請求人は、本件死亡は公務に起因したものであるとして、平成12年10月11日付けで支部長に対し公務災害認定請求を行ったところ、支部長は、平成15年5月23日付けで、本件死亡を公務外と認定した。

請求人は、この決定を不服として平成15年7月18日付けで当審査会に対して審査請求に及んだものである。

第2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のように述べている。

1 公務遂行性について

- (1) 中学校における部活動は、中学生の健全な発達を促す上で、生徒指導や進路指導などと大きな関わりを持ち、中学校の教育活動の中で重要な位置を占めている。中学校体育連盟は、中学校の体育系の部活動での中学生の活動の成果の発表の場である各種競技大会等を準備運営している団体である。また、中学校総合体育大会等は、その教育的意義が大きいことから、任命権者である市教育委員会や県教育委員会も主宰団体の一員となっており、学校においては、この時間は学校行事として教育課程に位置づけられている。そこで事故にあった生徒には、学校管理下の事故として「学校健康センター」から治療費の給付がある。このように中体連は、形式上は任意団体の形態を取っているが、本来、市教委や県教委が行うべき業務を遂行しているところで、きわめて公的な団体である。
- (2) 中体連の構成は、すべての中学校が学校単位で加入しており、体育系の部活動の顧問は、校長の命令により、それぞれの専門部の部員にされており、実質的に拒否することはできない。また、中体連の日常の業務は、勤務時間内に行っており、「職務に専念する義務の免除」がされておらず、「公務」として行われている。また、学校から出る場合は、「出張」として校長より命令があり、「公務」として扱われ、その際の旅費については、その主たる業務の内容が学校運営や教育活動に関連するもの場合は、公費から支給されている。
- (3) 全中実行委員会は、全国大会という大きな大会を成功させるための準備・運営を目的として、中体連の中に専門チームとして委嘱さ

れてその業務を行っているものであり、委員長は、任命権者の辞令を受けて、専門にその業務に従事している。日常の業務は、勤務時間内に行っており、「職務に専念する義務の免除」がされておらず、「公務」として扱われている。また、学校から出る場合は、「出張」として校長より命令があり、「公務」として扱われている。

- (4) 任命権者である仙台市教育委員会教育長は、基金支部に対し、中体連バドミントン部副委員長としての業務についても、全中バドミントン大会総務部長としての業務についても、公務と認識していると回答している。
- (5) これら業務は、勤務時間内では処理することができず、勤務時間外まで及ぶのは必至であるが、時間外、週休日、夏期休暇における就労であっても、その内容が「公務」と判断される業務と同様のものであれば、同様に「公務」と判断されるべきことは当然である。
- (6) 支部長は、弁明書において、全中バドミントン大会が、実質的に任命権者が主催する大会とは認められないとも主張しているが、「全国中学校体育大会運営の基本」によれば、全中体育大会の基本的性格は、

「全国の中学生約470万人の生徒を基盤とした学校教育活動である。

中学校生徒の現在及び将来の生活をよりゆたかにする身体の技能と体力づくりをめざした体育大会である。

(中略)

学校における保健体育科の授業を出発点とし、クラブ活動、部活動、校内競技会を基盤におき、地域の大会、ブロック体会を経て選抜された学校代表が参加する大会である。」

とされている。

また、全中体育大会の運営は、

「日本中学校体育連盟、全国を統括する競技団体、開催地教育委員会、開催地中学校体育連盟、開催地競技団体の5者によって行われる。

運営に当たっては、文部省、開催地共同団体の指導、助言を受ける。

運営にあたってのよりどころは、文部次官通知『児童生徒の運動競技について』及び全中大会開催基準による」

とされている。

さらに、全国中学校体育大会開催基準によれば、目的は、「中学校教育の一環とし中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるもの

である。」

とされている。

これによれば、全中体育大会が、中学校教育活動の一部であることは明らかであり、その主催5団体の1つである仙台市教育委員会が、実質的な主催者でないなどと言うことは不可能である。

- (7) 以上の通り、被災職員が、中体連の市バドミントン部副部長、県副委員長として行った業務及び全中実行委員会事務局総務部長として行った業務には、公務遂行性が認められるべきである。

2 校務分掌で定められた業務についての評価

- (1) 原決定は、「校務分掌で定められた業務が、通常の日常の業務に比較して特に過重であったとは認められない。」としているが、中学校の「通常の日常」とは、教科指導、生徒指導、部活動などで、ほとんどの職員の退勤時間が19時以降になっているのが現状である。この実態が、中学校の「通常の日常」の勤務である。まさに日常的に過重な状態である。正規の勤務時間との関係で、長時間労働が否か、その労働時間が当該職員にとって過重であったかどうかを判断すべきである。
- (2) このような事実があるにもかかわらず、その実態を検証することもなく「過重な職務であったとは認められない」としたのは、教員の勤務を規定している「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例」で、原則として時間外勤務を命じないものとしているため、校長が職員の勤務時間を十分把握していないことにも原因がある。基金支部の主張は形式的で実態を全く無視したものと云わざるをえない。

3 災害発生の原因について

原決定は、「3 本件についての検討」の(5)で、本件にかかる医学的知見として、「本件は自殺前に、従来診断でいう「うつ病」、ICD-10でいう「うつ病エピソード」を発症していたものと認められ、発症時期は、平成10年6月下旬頃と考えられる。」とし、また、「本人は、全国中学校バドミントン大会の準備を自殺前1カ月の間に長時間行ったとされているが、そのことが上記精神疾患に加え疲弊状態を引き起こし、自殺に至った可能性がある。」としている。

このように原決定は、被災職員が平成10年6月下旬頃にうつ病を発症しており、その上で、バドミントン大会の長時間にわたる準備によって疲弊状態を引き起こし、自殺に至った可能性があるとして認定しているから、全国中学校バドミントン大会の準備が「公務」と認定され

れば、当然に本件災害が「公務上」のものと認定されるはずである。

全国バドミントン大会の準備が「公務」であることは前述したとおりであり、本件災害の原因は、「公務」の過重であることは明らかであるので、「公務上の災害」として認定されるべきである。

第3 原処分をした支部長の意見

支部長は、本件審査請求は棄却されるべきであるとして、要旨、次のように述べている。

1 公務災害認定の基本的考え方

地方公務員災害補償制度において、災害（負傷、疾病、障害または死亡）が公務上の災害と認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと（公務遂行性）を前提として、公務と災害との間に相当因果関係があること（公務起因性）が要件とされている。

精神疾患に起因する自殺については、「精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定について」（平成11年9月14日付地基補第173号）により判断することとなるが、認定の要件等の詳細は、原決定の認定理由中に記載したとおりであるのでそれを引用する。

2 審査請求理由に記載された事項についての個別の弁明

（1）中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務について

中体連は、規約上、中学校の体育スポーツ活動の振興を図るために、必要な事業や調査研究等を行うことを目的として組織された任意団体である。その組織は、市を単位とした「仙台市中学校体育連盟」、県を単位とした「宮城県中学校体育連盟」、全国単位で「（財）日本中学校体育連盟」となっており、市の中体連細則では、専門部は各学校の部活動顧問によって構成するとされている。その中で、被災職員は、中体連のバドミントン専門部に属し、平成8年度に市のバドミントン委員長、平成9年度以降は県副委員長として、また、平成10年7月7日には全中実行委員会事務局総務部長に就任し、関係する大会の運営等に従事しているが、これらの業務は任意団体の事務であって学校教諭としての公務ではないことから、これら業務についての公務遂行性は認められないものである。また、全国中学校バドミントン大会は、（財）日本中学校体育連盟バドミントン部会が主宰する競技別の全国大会で、開催場所は全国の持ち回りとなっている。平成10年度に仙台市で開催された全中は、開催地区である宮城県中学校体育連盟バドミントン部が中心となり、実行委員

会を組織して大会の準備や運営を行っていることから、中体連が大会の実質的な主催者であり、実質的に任命権者が主催する大会とは認められないことから、同じく公務遂行性は認められない。

(2) 校務分掌で定められた職務について

被災職員のこの間の勤務は通常通りであって、特別な状況下における職務や時間外勤務はなかったとされている。また、担当教科の時間数については、週18時間と他の職員と比較して特別多いわけではなく、免許外の社会科についても、初めて受け持ったということととまどいや不安は見られるものの、社会科教諭の助言や教材の提供等を受けながら負担の軽減が図られていることから、通常の日常の職務に従事していたものであり、校務分掌で定められた業務が、通常の日常の職務と比較してこれらが特に過重であったとは認められない。

(3) 本件災害の原因は、「公務」の過重によるものであるか

上記(1)及び(2)より、被災職員が自殺前に従事していた職務による過重と、被災職員の性格、素因等を比較した場合、被災職員の性格素因等の個体的要因が本件精神疾患発症のより大きな原因と考えられ、被災職員は自殺前の職務に起因して精神疾患を発症して自殺に至ったものとは認められないことから、本件災害は公務外と認定したものである。

第4 争点

本件の争点は、被災職員の中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務に公務遂行性が認められるか否かと、被災職員の自殺が公務に起因するものと認められるか否かにある。

第5 事実の認定及び判断

1 中体連役員としての業務の公務遂行性について

(1) 中体連の組織、役員、業務等について、以下の事実が認められる。

中学校において、部活動は、各学校で作成されている教育計画の中に位置づけられた教育活動の一つであって、平成10年当時、中学校学習指導要領には特別活動の中の一つとしてクラブ活動があるものの、ほとんどの学校でクラブ活動は授業の時間割(日課表)の中には割り当てられず、部活動がそれを代替するものとして位置づけられ、実施されていた。

部の顧問は、年度当初の職員会議において、校務分掌として校長より任命されていた。

運動系の部活動にとって、毎年6月に開催される地区中学校総合体

育大会（仙台市の場合は「市中総体」）、7月に開催される宮城県中学校総合体育大会（「県中総体」）、8月に開催される東北中学校体育大会（「東北大会」）、全国中学校体育大会（「全中大会」）は重要な大会であり、この中「市中総体」は、仙台市立の全中学校において全生徒の登校する出校日とされ、文化系の部活動の生徒や部活動に所属しない生徒も、教師の引率のもと、各会場で運動系の部活動を応援する日となっており、そのための代休措置もとられ、授業や他の学校行事と同様の扱いとなっていた。

こうした「市中総体」、「県中総体」、「東北大会」、「全中大会」は、それぞれの大会規模に対応する中学校体育連盟と大会開催地の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会の三者（または二者）が、場合によってはそれらにプラスしてそれぞれの大会規模の各競技団体が主催者となっており、「平成10年度全国中学校体育大会・第28回全国中学校バドミントン大会」では、財団法人日本中学校体育連盟、財団法人日本バドミントン協会、宮城県教育委員会、仙台市教育委員会が各主催者となり、宮城県、仙台市ともに運営費の一部を負担したが、実際の運営は、専ら大会開催地の市町村及び都道府県の中学校体育連盟の各競技の専門部のメンバーが行っていた。

中学校体育連盟（「中体連」）は、中学校における体育スポーツ活動の普及と発展を図り、学校相互の連絡協議を行うとともに、各種大会を開催するなどして運動競技の振興やそれに関する調査研究を行うことを活動目的とした団体であって、郡市単位の地区中体連（仙台市の場合は仙台市中学校体育連盟）は管下の中学校が学校単位で加盟し、県単位の県中体連（宮城県の場合は宮城県中学校体育連盟）は地区単位の中学校体育連盟で組織され、全国単位の組織として財団法人日本中学校体育連盟がある。これら各級中体連の実際の運営は、競技種目ごとに設けられる専門部によって、あるいは特に必要な場合に設置することができる特別委員会によって行われることになっており、財源は、各学校が学校単位で納入する負担金の外、補助金、寄付金により賄われていた。

中学校の部活動顧問は、校務分掌でそれに任命されれば自動的に「地区中体連」の競技種目の専門部員となり、部会長となる校長1名、副部会長となる教頭数名を除き、部活動顧問で構成される専門部員の中から互選で専門委員等の役員が選出され、専門委員等が各種目の地区大会の運営全般について企画、運営していた。また、「県中体連」の専門部員は、各地区の専門部員から推薦または選出された部活動顧問のみで構成され、「県中体連」の専門部会が、各種目の県大会の運営全般について企画、運営をしていた。

「全中大会」は財団法人日本中学校体育連盟が主催する競技別の全国大会であって、開催場所は全国持ち回りとなっており、「平成10年度全国中学校体育大会・第28回全国中学校バドミントン大会」は、平成10年8月22日から25日まで仙台市を会場に開催された。この大会の運営等は、宮城県中学校体育連盟バドミントン部会の中に実行委員会が組織されて行われた。

被災職員は、中山中学校のバドミントン部顧問を校長より任命され、平成8年度は「市中体連」のバドミントン部委員長となり、平成9年度以降は「県中体連」のバドミントン部副委員長を務めてその運営にあっていたほか、平成10年7月7日付けで上記第28回全国中学校バドミントン大会実行委員会の総務部長に就任したが、実質的には、同年4月頃からその準備に取り掛かっていた。

宮城県教育庁は、中体連の役員会、理事会等への出席について、「学校運営または教育活動と密接に関連するもの」という要件のもとに出張扱いを認める旨の通知（平成6年7月22日総第187号、平成14年3月29日教号外）を发出していた。

教育の現場においても、中体連の活動は公務という認識のもとに、所定勤務時間内の出張については出張命令を発してそれを許可していた。また、「職務に専念する義務の免除」もされていなかった。

仙台市立三条中学校には仙台市中学校体育連盟の事務局が置かれて競技記録の集計等の事務を取り扱っており、そのための事務量の増加を配慮し、中体連の事務取り扱い専属ということではないが、教職員1名増員となっていた。

仙台市教育委員会教育長は、原処分庁に対し、中体連バドミントン専門部の業務及び全国中学校バドミントン大会の業務について、それが当該団体の単なる運営用務である場合は任意団体の業務であると考えられるが、体育大会の運営あるいはその準備の業務等については公務と認識している旨回答している。

- (2) 上記認定事案によると、被災職員が行った県中体連バドミントン専門部副委員長の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務は、主として、上記認定にかかる体育大会の準備や運営に関するものと考えられる。被災職員のこれら業務は、平成10年当時、中学校学習指導要領に定められている特別活動としてのクラブ活動を代替するものとして位置づけられていた部活動と密接不可分の関係にあり、中学生の体育活動において、対外試合を実施したり競技記録を集計してそれらの比較検討を行うことの重要性を考慮すると、教育的意義も大であるから、実質的にみて、教職員の本来の職務の一部に属する

と評価することができる。それに加えて、部活動顧問は、年度当初の職員会議において、校務分掌として校長により任命され、部活動顧問に就任した教職員は自動的に地区中体連の競技種目別の専門部員となり、県中体連の専門部員は、各地区の専門部員から推薦または選出された部活動顧問のみによって構成されている等の実績をみると、これら業務を教職員の自発的奉仕活動と見ることはできず、被災職員につき上記と別異に判断すべき事情も見受けられない。さらに、上記乃至認定のとおり、任命権者である教育委員会もこれら業務を原則として公務と認識し、教育現場においてもそれに沿った取り扱いがなされていたのであるから、被災職員が行った上記業務は、懇親会の準備等本来の教育活動と直接の関連性を有しないことが明らかなものを除き、公務遂行性があるものとして取り扱うのが相当である。

2 公務起因性等について

(1) 被災職員の職務等について、以下の事実が認められる。

災害発生状況

請求人の夫であった亡大友雅義（昭和37年7月12日生まれ。以下「被災職員」という。）は、仙台市立中山中学校に勤務していたが、平成10年8月22日から25日まで開催される「第28回全国中学校バドミントン大会」の事務局総務部長に就任し、8月21日から大会準備のために宮城第一ホテルに泊まり込んでいた。大会3日目の同月24日、会場に現れなかったことから、実行委員会の役員がホテルの被災職員の部屋を確認したところ、ドアの蝶番に帯を掛け縊頸状態で死亡しているのを発見された。死因は縊頸による窒息、死亡推定時刻は同日6時頃とされている。

勤務歴

採用時から災害発生までの勤務歴は、次のとおりである。

発令年月日	勤務歴（発令内容）
昭和61年4月1日	宮城県気仙沼市立階上中学校教諭に補する
平成元年4月1日	仙台市立向陽台中学校教諭に補する
平成6年4月1日	仙台市立中山中学校教諭に補する

職務内容

平成10年4月からの担当事務は、次のとおりである。

教 科	担当・学年	分 掌 事 務	部 活 動
英語・社会	1年3組 担任	生徒会、特別活動、学級 活動、国際理解教育	バドミントン

所定勤務時間

(月曜日から金曜日) 8:20 ~ 17:05
(土曜日) 8:20 ~ 12:20

年次休暇等取得状況

年 月	年次休暇	特別休暇等	病気休暇
平成10年1月	2日 5時間		
2月			
3月	1日 4時間		
4月			
5月	1日 4時間		
6月			
7月	1日 5時間	夏季休暇2日、職専免 1日	
8月		夏季休暇2日	

時間外勤務の従事状況

- ア 災害発生前6ヶ月間の給与支給内訳書では時間外勤務手当の支給実績はなく、勤務状況調査票によれば時間外勤務時間数はないとなっているが、請求人等の口頭意見陳述によれば、部活動顧問は生徒の部活動が終了し下校するまでは原則として立ち会うよう指示されており、事務整理を含めた日常の勤務時間は午後7時頃までであり、また、休日等にも部活動指導を行っていたとしている。
- イ 請求人提出の被災者動静表によれば、被災職員は、平成10年7月20日頃までは午後8時頃までには帰宅しているが、7月下旬頃からは午後9時を過ぎることも多く、また帰宅後も自宅にて業務必携の作成作業をしていたとなっている。
- ウ 本件の場合、上記以外に、被災職員の勤務状況を明らかにする資料に乏しく、特に、それを特定するに足る客観的な資料がないから、被災職員の時間外の勤務時間を正確に認定することは困難である。
なお、被災職員が自宅に持ち帰って行ったとされる業務必携の作成にかかる労働についても、作業していた事実は認められるものの、

その時間については、客観的資料がなく、正確に認定することは困難である。

健康状態等について

定期健康診断結果は以下のとおりであり、既往歴も特にない。
また、親族等にもうつ病歴のあるものはない。

健康診断	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
血 圧	132 / 64	130 / 64	116 / 60	122 / 70	114 / 70
尿	蛋白	(-)	(-)	(-)	(-)
	糖	(-)	(-)	(-)	(-)
	ウロビリノーゲン				±
	潜血				(-)
貧血	血色素				15.7
	赤血球数				49.5
肝機能	GOT				20
	G				24
	γ-GTP				37
脂質	総コレステロール				178
	トリグリセライド				114
心電図検査					所見なし

精神科医の所見

ア 「大友雅義氏に関する意見書」(作成者：坂総合病院精神科科長 千葉茂雄)は、遅くとも7月中旬以降の本人には、ICD-10のうつ病の診断基準の主要な症状のうち、興味と喜びの喪失と活力の減退による易疲労感の増大や活動性の減少の2つが認められ、一般的な病状のうち自己評価と自信の低下、罪悪感と無価値感、将来に対する希望のない悲観的な見方、睡眠障害、食欲不振の5つが認められるため、中等症うつ病エピソードと診断されている。

イ 「大友雅義氏に関する意見書」(作成者：笠原Lクリニック院長 精神科医師 笠原英樹)は、7月上旬に精神疲労が出現し、7月下旬から8月上旬にはうつの初期状態になっており、全中直前にはかなりの鬱状態だったと考えられるとしている。

(2) 公務起因性について、当審査会の基本的な考え方は以下のとおりである。

業務と傷病等との間に業務起因性があるというためには、労働者

災害補償制度の趣旨（労働者が従事した業務に内在ないし通常随伴する危険が発現して労働災害を生じた場合、使用者の過失の有無を問わず、被災労働者の損害を補填するとともに、被災労働者及びその遺族の生活を補償するものである。）に照らすと、単に当該業務と傷病等との間に条件関係が存在するだけでは足りず、社会通念上、業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化として死傷病等が発生したと法的に評価されること、すなわち相当因果関係の存在が必要であると解するのが相当である。

相当因果関係有無の認定にあたっては、それが作成された経緯及び時期等に照らし、現状においては、支部長が主張する通達（以下「判断指針という」）を判断の指針とするのが相当である。

（３）上記判断指針によれば、本件のような精神疾患に起因する自殺が、公務上の災害と認められるためには、当該精神疾患の症状の具現化としての自殺であり、被災職員の個体的・生活的要因が主因となって自殺したのではなく、さらに、当該精神疾患が公務に関連して、時間的・場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態に遭遇したことにより発症したものであるか、又は、特別な状況下における職務により、通常の日常の業務に比較して特に過重な職務の遂行を余儀なくされ、強度の肉体的負荷、精神的ストレス等の重複又は重責による過重な負担に起因して精神疾患を発症したものであることが、明らかに認められることが必要である。

（４）これを本件についてみると、請求人より提出された医学的意見書と、被災職員の平成10年7月中旬から下旬にかけての身体的状況及び言動の状況等から、被災職員はこの頃にうつ病を発症していたものと認められ、被災職員の自殺は、このうつ病の病態がもたらす自殺念慮によるものと判断される。

（５）そこで、被災職員がうつ病を発症する前の業務について、以下に検討する。

平成10年1月から3月までの勤務状況について

被災職員の業務は、3年生の担任、英語の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等であった。また、本人は平成9年度以降中体連のバドミントン専門部副委員長としてその運営に当たっていた。

この間の勤務状況をみると、通常どおりであって、異常な出来事や特別な状況下における職務などなく特に過重な状況だったとは認められない。

平成10年4月から7月下旬頃までの勤務状況について

ア 平成10年4月からの被災職員の業務は、1年生の担任、英語（週12時間）及び社会科（週4時間）の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等であった。被災職員が取得している免許は英語であり、3月までは英語以外の科目を担当したことはなかったが、4月からはじめて免許外の科目である社会科の授業も担当することになった。また、全中の準備が4月頃から実際に本格化しはじめ、被災職員は平成10年7月7日には全中実行委員会事務局総務部長に就任し、部長として大会の総務の仕事を行っていた。その他、7月にはバドミントンの県大会があり、県副委員長として大会運営に当たったとされている。なお、時間外の勤務状況については、4月から6月まではそれほどでもないが、7月は多少多くなっている。

イ 社会科の授業について

被災職員は、はじめて免許外の社会科の授業を受け持つことになったが、一般に教員であれば免許教科以外の教科の授業を担当せざるを得ない状況があり、ほとんどの学校に免許外の教科担任がいるとされている。社会科の授業を受け持ったことについては、各教科、各教諭ごとの授業時間数のバランスを考慮して被災職員も承諾の上、受け持つことになったとされ、時に教科書の進度や指導方法、生徒の成績の伸び悩みについて、悩んでいたとされているが、社会科教諭から、指導方法の助言や授業で使用する指導ノート、板書用ノート等の提供を受け、定期考査や実力考査等の問題作成は社会科教諭が行うなど本人の負担軽減が図られていた。また、社会科の授業を受け持ったことにより時間外の勤務が増加した状況も認められない。

したがって、免許外の授業を担当することになったことについては、これまでの仕事内容と比較するとその内容に変化があったと認められるものであるが、負担軽減が図られていたこと等を考慮すると、精神的、肉体的負荷が相当程度過重なものだったとは認められない。

ウ 全中等の準備について

（ア）被災職員は実行委員会事務局総務部長として全中の準備を行っていたとされているが、全中は毎年各都道府県持ち回りで開催され、平成10年度は仙台市において8月22日から25日まで開催されることになった。被災職員は7月7日に総務部長に就任したものであるが、それ以前から準備を行っていたとされている。事務局は実行委員会の下部組織であり、

事務局長、次長、事務局員10名がおり、被災職員は事務局員でもあった。事務局には総務部、競技部、広報・資料記録部など6部があり、総務部の業務は企画渉外、庶務、経理などで被災職員は総務部長として統括的な立場にあったと考えられる。事務局の関係者によれば4月頃から準備が本格化した。被災職員は生徒会などの仕事があったために、電話でのやりとりを行い、会う場合でも19時以降に会っていたとされている。そして6月、7月には資料づくりや文書発送の仕事が入り、被災職員やその他数人の教職員と手分けして仕事を行っていたが、被災職員は市中総体、学期末考査の作成等、その他学級担任をしていたことから7月24日、25日の県中総体までは電話のやりとりで済ませるようにし、7月27日ごろから集中的に全中関係の仕事をしていたとされている。

なお、生徒の夏休みは7月21日からであった。

- (イ) さらに、請求人によれば、被災職員の仕事として業務必携の作成があったとされている。この業務必携がいつの時点から企画・立案されたかは定かではないが、請求人によれば県中総体後に作成が本格化したとしている。なお、資料によれば、7月までに全中の事務局会議が5回開かれており、このうち少なくとも6月に開かれた2回の会議において議題として「業務必携について」とあり、被災職員も当該会議に出席していたことが認められる。
- (ウ) また、事務局の関係者によれば、平成9年度に新居浜に被災職員はじめ10人近い教職員で視察に行ったとされている。
- (エ) 以上のことから、被災職員は全中の本格的な準備を4月頃からはじめ、7月の県中総体までは事務局関係者と主に電話でのやりとりを行いながらあるいは会議に出席しながら準備を進め、7月下旬ごろから集中的に行っていたものと考えられる。したがって、このことは、仕事の内容に変化があったと認められるものであり、4月から7月までの間、通常業務を行いながら全中の準備を行うことについては一定程度の精神的、肉体的負荷があったと推定できる。
- (オ) しかしながら、被災職員は市のバドミントン部委員長及び県副委員長を経験していること、全中は場所が違うものの毎年開催され、実際、被災職員はじめ教職員たちが前年度の開催地に視察を行っているので、準備内容あるいは総務部長として自身が行うべき業務はある程度理解していたと推認され

るとともに、実行委員会のもと事務局があり組織化されていることから、客観的にみて、準備について被災職員が過大な責任を負っているような状況にはなかったものと思われる。

(6) これらを総合的に評価すると、被災職員がうつ病を発症したと思われる平成10年7月中旬から下旬以前の被災職員の実務が、他の同僚職員と比較して特に過重であったとまでは評価できない。

(7) 平成10年7月下旬以降の業務について

上記判断指針によれば、公務を原因とした自殺に公務起因性が認められるためには、自殺の原因となった精神疾患発症前の公務に過重性等の要件が認められることが必要である。被災職員には、上記認定のとおり、平成10年7月中旬から下旬頃にうつ病が発症していることから、それ以降の業務は、本件自殺の原因となるうつ病発症に関与する時期の出来事と評価することはできず、従って、公務起因性判断の対象とすることはできない。

(8) 以上のことから、本件死亡の原因となった精神疾患の発病が、公務による肉体的、精神的に過重な負担に起因したものであるとは認められない。

したがって、支部長の処分は結論において相当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成16年5月18日

地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会
会 長 石 神 均

この裁決に不服がある場合には、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に地方公務員災害補償基金審査会（東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞ヶ関ビル26階）に対して再審査請求をすることができる。

本謄本は原本と相違ないことを証明する。

平成16年5月24日

地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会
会 長 石 神 均（公印）

